

第四條 大層ハ本聯合会ノ最高決議機關ニシテ執行委員之ヲ召集ス
但シニテ年毎ニ開催スルヲ原則トシテ必要ニ依リテ執行委員ノ召集
会ノ決議ニ依リテ臨時大層ヲ開催スル事ヲ得

第五條 大層ハ代議委員及本部役員ヲ以テ構成シ議長ハ会長之ニ任
大層代議委員選出方法及比率ハ執行委員会ニ於テ決定ス

第六條 大層ハ会長、副会長、主事、会計監査、幹事ヲ選出ス選出方
法ハ其都度決定ス

第七條 幹事会ハ大層ヨリ次期大層迄ノ決議機關ニシテ会長之ヲ召集ス

第八條 幹事会ハ会長及副会長、主事、会計、会計監査、執行委員、幹
任執行委員、幹事ヲ以テ組織ス

第九條 幹事会ハ執行委員ヲ互選シ其選出基準ハ原則トシテ組合別トス

第十條 執行委員会ハ大層ヨリ次期大層ニ至ル執行並ニ決議機關ニシテ
会長、副会長、主事、執行委員、幹任執行委員、会計ヲ以テ構成
シ会長之ヲ召集ス

第十一條 執行委員会ハ会計、幹任執行委員、各専門部長ヲ互選シ、書記
部員ヲ任免ス
但シ専門部長ハ原則トシテ幹任執行委員ヲ充テラズ

第十二條 執行委員会ハ大層並ニ幹事会ニ対シテ責任ヲ負フ

第十三條 常任執行委員会
第十四條 常任執行委員会
第十五條 常任執行委員会ハ執行委員会ノ委任ノ範圍ニ於ケル執行決議機
関ニシテ、会長、副会長、主事、常任執行委員ヲ以テ構成シ会長之